

⑥ 市政懇談会を開催します

問 秘書課(内線 224)

市長と意見交換をする「市政懇談会」を次の通り開催します。事前の申し込みは不要ですので、ご都合に合わせてお越しください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用でご参加をお願いします。

日時 5月29日(日) 午後4時～5時(予定)

場所 地域交流センターともべ Tomo (笠間市友部駅前1-10)

⑦ 資産等報告書等の閲覧を実施します

問 秘書課(内線 227) 議会事務局(内線 303)

笠間市政治倫理条例第9条第1項の規定により、市長、副市長、教育長および市議会議員全員から提出された「資産等報告書および所得等報告書」の閲覧を次のとおり実施します。

閲覧期間 5月31日(火)から5年間(土日、祝祭日、年末年始を除く)

閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 秘書課：市長、副市長、教育長分 議会事務局：市議会議員分

⑧ 6月1日は「人権擁護委員の日」です

問 水戸地方法務局人権擁護課 Tel 029-227-9919

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、地域の皆さんからの人権相談の受け付けや、解決のお手伝いをしたり、皆さんに人権について関心を持ってもらえるようなさまざまな啓発活動を行っています。

この制度は、官民一体となって人権擁護活動を行うことが望ましいという観点から設けられた制度で、諸外国には例を見ないものです。現在、14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

相談窓口		受付時間
みんなの人権 110番	Tel 0570-003-110	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権 110番	Tel 0120-007-110	
女性の人権ホットライン	Tel 0570-070-810	
インターネット人権相談	HP https://www.jinken.go.jp/	24時間

⑨ ジパング倶楽部特別会員制度のご案内です

問 (一社)茨城県身体障害者福祉協議会 Tel 029-243-7010

入会された方はJR各線を利用して片道・往復・連続で201km以上旅行する場合、特急券・急行券・グリーン車・座席指定券などが割引になります(ただし、「のぞみ」、「みずほ」など一部対象外あり)。

入会資格 身体障害者手帳をお持ちで満60歳以上の男性の方、満55歳以上の女性の方

会費 1,400円/年

※詳細はお問い合わせください。